

平成21年度 第2回春日井市自転車等駐車対策協議会資料
「JR勝川駅周辺自転車等放置禁止区域（案）について」

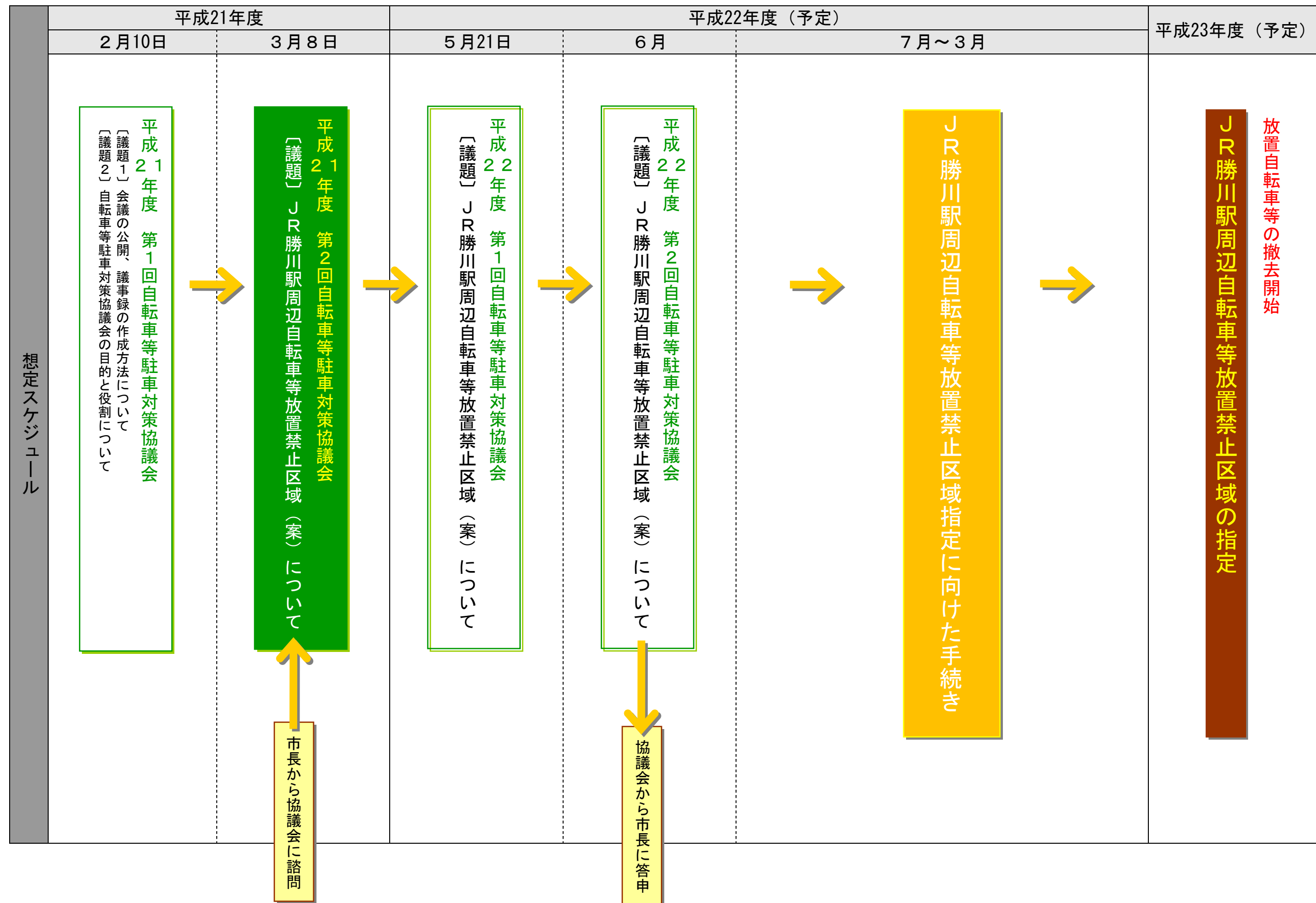
日時：平成22年3月8日（月） 10：00～

場所：春日井市役所 3階 304・305会議室

目次

I	自転車等放置禁止区域の指定スケジュール	1
II	基本事項	2
III	J R 勝川駅周辺の自転車等駐車場の位置及び規模について	3
IV	J R 勝川駅周辺の放置自転車等の位置及び台数について ..	4
V	J R 勝川駅周辺自転車等放置禁止区域について	5
1	自転車等駐車対策の考え方	5
2	自転車等駐車場の配置	6
3	自転車等放置禁止区域指定の考え方	7
4	自転車等放置禁止区域（案）	8

I 自転車等放置禁止区域の指定スケジュール



Ⅱ 基本事項

自転車等放置禁止区域指定の目的や指定に向けた手続きについては次のとおり

自転車等放置禁止区域指定の目的

(条例第 1 条関係)

- 自転車等の放置を防止することにより、公共の場所の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図る

撤去対象の自転車等の定義

(条例第 2 条関係)

- 自転車
(道路交通法第 2 条第 1 項第 11 号の 2)
- 原動機付自転車
(道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号)

放置の定義

(条例第 2 条関係)

- 公共の場所において、自転車等が不法に置かれ、かつ、自転車等の利用者又は所有者が当該自転車等を離れて直ちにこれを移動することができない状態

自転車等放置禁止区域指定に向けた手続き

自転車等放置禁止区域指定の検討

※ 駅周辺の放置自転車等の調査

事務手続

施設整備

自転車等駐車対策協議会で審議

駅周辺の自転車等駐車場の整備

放置自転車等保管所の整備

自転車等放置禁止区域及び指定日を公示

※ 条例第 8 条第 3 項に基づく公示

自転車等放置禁止区域内道路等に区域標識と区域表示を設置

※ 規則第 3 条に基づく表示

自転車等利用者への周知

自転車等放置禁止区域の指定

Ⅲ JR勝川駅周辺の自転車等駐車場の位置及び規模について

J R勝川駅周辺の自転車等駐車場の位置及び規模は次のとおり



Ⅳ JR勝川駅周辺の放置自転車等の位置及び台数について

J R勝川駅周辺の放置自転車等の位置及び台数は次のとおり

